

お知らせ

平成 30 年 5 月 16 日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 3，4号機共用設備の使用承認をいただきました

当社は、玄海原子力発電所 3号機の運転に必要な 4号機に属する 3，4号機共用設備について、3号機の通常運転復帰後に使用する必要があるため、原子炉等規制法等に基づき、本年 4月 19日に原子力規制委員会及び経済産業大臣へ使用承認申請をしておりました。

本日、同委員会及び同大臣より承認をいただきましたのでお知らせします。

当社は、今後とも、発電所の安全・安定運転の継続に万全を期してまいります。

【玄海 4号機に属する 3，4号機共用設備の使用承認申請書の内容】

平成 30年 5月 16日から 4号機の使用前検査の合格日までの間、4号機に属する 3，4号機共用設備を 3号機で使用する。

以 上